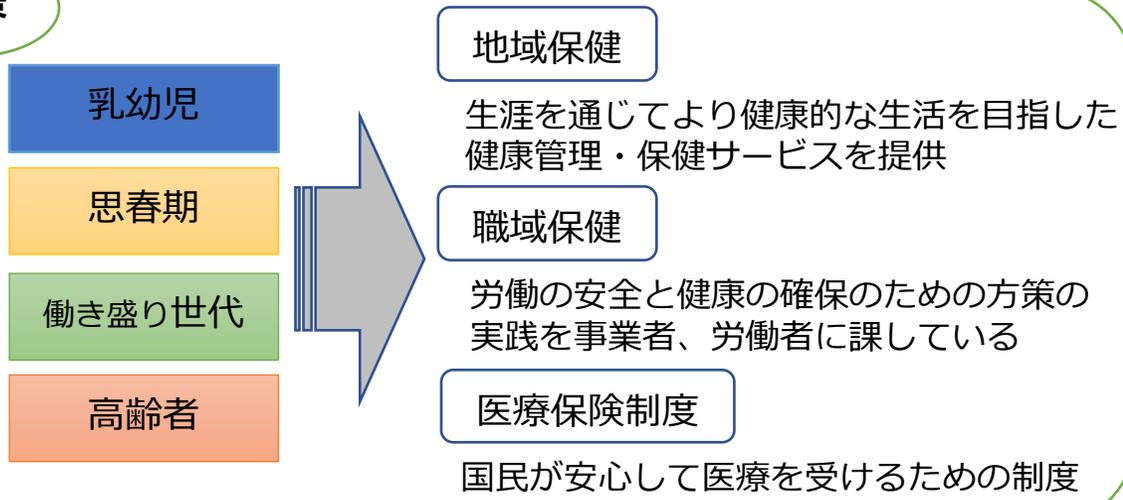


地域職域連携推進協議会 地域・職域連携推進事業とは

【目的】
生活習慣病予防のために、個人の主体的な取組に加え、保健事業による生涯を通じた健康管理の支援等を地域保健と職域保健が連携し、**働く世代から健康づくりに取り組むことができる体制を整備すること**

背景



高齢化は避けられない課題
定年退職年齢は延長
↓
元気に長く働くことが
地域の活性化にもつながる

【地域職域連携推進協議会設置の根拠法】

- * 地域保健法第4条に基づく基本指針
- * 健康増進法第9条に基づく健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針

- 都道府県及び二次医療圏単位に設置 → 大阪府は保健所単位
- 地域職域連携共同事業（連携事業）の企画・実施・評価等の中核的役割
- 各地方公共団体の健康増進計画の推進に寄与することを目的とする

